

令和4年7月17日

南公園地区における特別用途地区指定に関する都市計画素案の説明会



- 1 特別用途地区の概要について
- 2 用途地域について
- 3 都市計画マスタープランについて
- 4 特別用途地区 (南公園レクリエーション地区) について
- 5 今後の手続き(予定)
- 6 質疑

1 特別用途地区の概要について



【特別用途地区とは】

特別用途地区は、市が定める都市計画(まちづくりのルール)です。

用途地域内の一定の地区内で、その地区の特性にふさわしい土地利用の 増進、環境の保護等、特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を 補完して定める地区です。

特別用途地区内においては、条例によって、建築物の用途に係る規制の強化又は緩和がされます。

特別用途地区の例

- ①文教地区:教育文化施設の環境保護等を図る地区
- ②特別工業地区:産業をより振興させるために定めた地区
- ③スポーツ・レクリエーション地区:スポーツ・レクリエーション 施設の利便増進等を図る地区

2 用途地域について



市が定める都市計画で、建物の種類の混在化の防止・住環境の保護商工業の 利便性の向上を図るために建築規制を行うものです。全部で13種類あります。



住居系



商業系

工業系











用途地域に応じて

建築物の建てられる種類、建蔽率・容積率が決まります。

※建蔽率:敷地面積に対する建築面積(建坪)の割合のこと

容積率:敷地面積に対する建築延べ面積(延べ床)の割合のこと

2 用途地域について



南公園周辺の用途地域】



3 都市計画マスタープランについて



【都市計画マスタープランにおける南公園の位置付け】

用途地域などの都市計画は、都市計画の方針である「岡崎市都市計画マスタープラン」に基づいて指定しています。

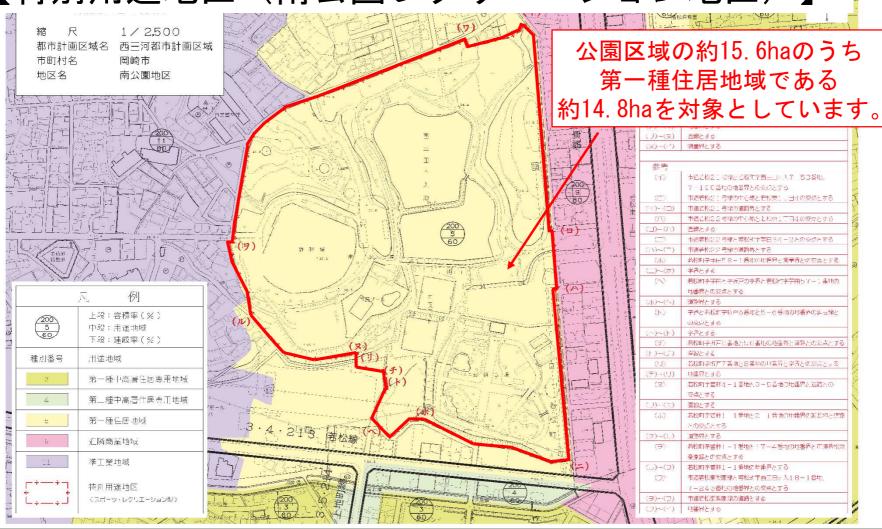
- ・地域別構想(岡崎地域)に、南公園の再整備を掲載
- ・「家族レクリエーション型の 公園として魅力向上を図るため、 老朽化した施設の計画的な改修 や、市民ニーズに合わせた施設 整備を進め、来園者に対する日 常的な利用の拡大や利用促進、 安全で安心して利用できる公園 づくりを進める」と施策を明示



4 特別用途地区(南公園レクリエーション地区)について



【特別用途地区(南公園レクリエーション地区)】



4 特別用途地区(南公園レクリエーション地区)について



【特別用途地区(南公園レクリエーション地区)指定】

南公園の現在の用途地域は、一部地域を除いて大半が第一種住居地域に 指定されており、床面積の合計が3,000㎡を超える公園施設の建築が規制さ れています。

今回、南公園レクリエーション地区として特別用途地区を指定し、公園施設の建築規制(3,000㎡)を緩和することで、開園60年を経過した南公園を都市計画マスタープランに基づいた家族レクリエーション型の公園としての再整備の実現を図ろうとするものです。

4 特別用途地区(南公園レクリエーション地区)について



【特別用途地区(南公園レクリエーション地区)指定】



特別用途地区指定の影響

周辺の用途地域(第一種住居地域)について

- 土地の用途
- 税金等

影響無し

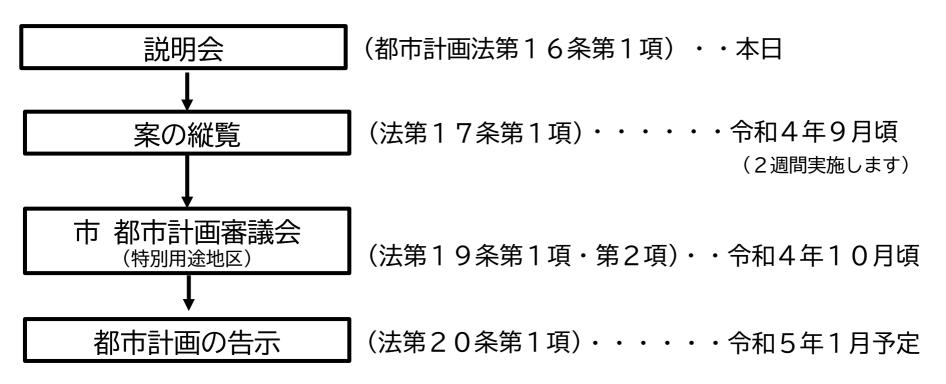
特別用途地区(南公園レクリエーション地区)

第一種住居地域でありながら、床面積の合計が 3,000㎡を超える公園施設の建築が可能

※ 南公園の区域だけの変更

5 今後の手続き(予定)





※告示により効力が発生します(法第20条第3項)

都市計画素案の説明を終了いたします。

ご質問があれば挙手をお願いいたします。

【問い合わせ先】

岡崎市 都市基盤部 公園緑地課 計画整備係

電話番号: (0564) 23-6717

FAX: (0564) 23-6559

メールアドレス: koen@city.okazaki.lg.jp